

和歌山県景観計画における「高野山町石道周辺特定景観形成地域」拡大に伴う屋外広告物の規制の変更について

和歌山県では良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、和歌山県屋外広告物条例により県内全域（和歌山市を除く）について禁止地域及び許可地域（第1種地域、第2種地域、第3種地域）を定め、地域の特性に応じた屋外広告物の規制を行っています。

この度、和歌山県景観計画における「高野山町石道周辺特定景観形成地域」拡大（併せて「高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域」に名称変更）に伴い、令和元年9月1日より新たに特定景観形成地域となる**かつらぎ町の一部の地域**については、**景観への配慮が特に必要な地域として「第1種地域」の許可基準が適用され**、制限が強化されます。つきましては、良好な景観の形成のため、ご理解、ご協力いただきますようお願いします。

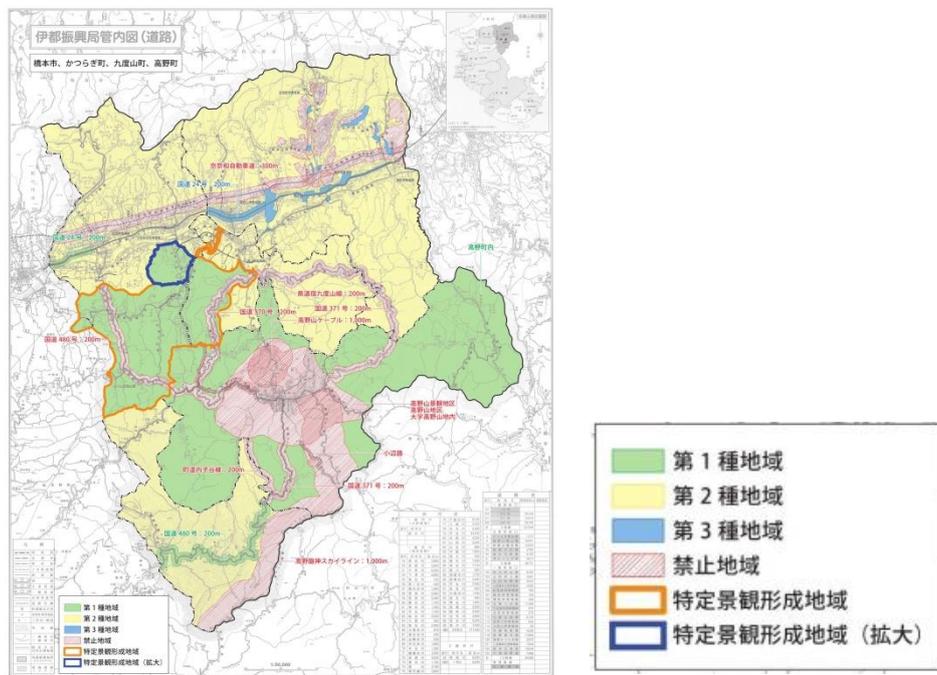


図1) 特定景観形成地域の拡大に伴い第1種地域が適用される地域（青線・緑網掛け部分）



図2) 第1種地域の許可基準の例(自家用広告物の場合)

○問い合わせ先
和歌山県県土整備部
都市政策課景観・公園班
TEL: 073-441-3228
かつらぎ町建設課
TEL: 0736-22-0300

○和歌山県県土整備部
都市住宅局都市政策課HP
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/d00201948.html>